

# カニの電話勧誘販売 にご注意！！

「カニは好きですか」「市場の売れ残りを特価で販売する」などと電話があり、強引に契約させられてしまったり、断ったのに商品が届いたりするという相談が高齢者の方を中心に多く寄せられています。

<事例> 高齢の母が3日前に「無料でカニをプレゼントする」という電話を受けた。よくよく聞くと勧誘の電話で、「今なら半額にする」としつこく言われ仕方なく契約した。そのとき「カニは生ものなので、クーリング・オフできない」と言われた。しかし高額だから解約したい。

<対応> 訪問販売や電話勧誘販売で購入したカニなどの生鮮食料品についても、8日以内であればクーリング・オフできます。クーリング・オフの通知を書面で代表者宛に出しましょう。出す書面は控えのために両面コピーをとったうえで、特定記録郵便または簡易書留で出しましょう。



- \* 電話で断ったにもかかわらず、商品が届いてしまった場合は、受け取りを拒否してください。代金引換郵便などで一度支払ってしまったお金を取り戻すのはとても困難です。
- \* 不審に思ったら消費生活センターにご相談ください。